

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年5月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1 20240513	日の丸タクシー株式会社 (法人番号 8180001096599) 代表 者近藤英二	愛知県津島市藤里町1丁目9番地2号	本社営業所	愛知県津島市藤里町1丁目9番地2号	輸送施設の使用停止 (285日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業 運輸規則第21条第1項	令和5年8月4日及び令和5年9月13日、無免許運転を端緒として、監査を実施。18件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)、(2)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(3)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(5)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(6)点呼の記録不実記載(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(7)業務の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(8)業務の記録の記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(9)運行記録計による記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第2項)、(10)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(12)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(13)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(14)定期点検整備等の未実施(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)、(15)整備管理者の研修受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第46条)、(16)運行管理者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の3)、(17)運行管理者の講習受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)、(18)運転者証の返納等義務違反(タクシー業務適正化特別措置法第16条第2項)	29	29

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年5月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
2 20240529	西枇杷島交通株式会社（法人番号8180001045671）代表者河原直政	愛知県清須市西枇杷島町日の出2番地	本社営業所	愛知県清須市西枇杷島町日の出36	輸送施設の使用停止（30日車）及び文書警告	道路運送法第15条第1項	令和6年1月29日及び令和6年2月7日、監査方針に基づいて、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2)苦情処理の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第3条第2項)、(3)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(4)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(5)業務の記録記録事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(6)事故の記録記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2)、(7)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(8)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。